

## 学長特別研究費交付規程

### (目 的)

第1条 この規程は、学長特別研究費の交付に関する事項を定めるものとする。

### (趣 旨)

第2条 学長特別研究費は、愛知県立大学（以下「本学」という。）に勤務する教員の学術研究を奨励するため、学長が予算の範囲内で交付し、本学の発展に寄与することを目的とする。

### (交付対象)

第3条 交付対象となる研究は学外研究（愛知県立大学学外研究員規程第3条で定めるところの国外及び国内研究のこと。以下、同じ。）を伴うものを含み、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、学長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

- (1) 本人の専攻分野に関する研究であること。
- (2) 通常の教員研究費の範囲内では行えない研究であること。

### (研究計画書の提出)

第4条 学長特別研究費の交付を希望する教員（以下「申請者」という。）は、所定の期日及び様式に従って、研究計画書を学長に提出しなければならない。

- 2 学外研究を伴うものについては、所定の様式により、研究計画書とともに学外研究日程表を提出しなければならない。
- 3 共同研究は、本学の教員を代表者に定めて行うものとする。
- 4 共同研究における構成員については、別に定めるところによる。
- 5 共同研究において、学外者を構成員に含める場合は、所定の様式による共同研究に関する同意書を研究計画書とともに提出するものとする。
- 6 第1項の規定にかかわらず、学長は、必要と認めた場合には、当該年度途中においても研究計画書を受付けることができる。

### (内 定)

第5条 学長は、研究計画書を審査した結果、学長特別研究費の交付を可と認める申請者に対しては、所定の様式による交付申請書を提出させることとする。

- 2 学長は、内定者を決定するにあたって、意見を求めるための会議を設置することができる。

### (決定通知)

第6条 学長は、交付申請書を受理したときは、所定の様式による交付決定通知書を申請者に交付する。

### (申請の取下げ)

第7条 申請者は、申請後やむを得ない事情により研究を行うことができなくなったときは、所定の様式によりその旨を学長に申し出て、申請の取下げを行うことができる。

### (交付の制限)

第8条 学長特別研究費の交付は、学長が必要と認めた場合を除き、1研究テーマにつき1回とする。

### (支 出)

第9条 学長特別研究費の支出方法及び備品の管理等は、通常の教員研究費の例による。

### (研究費の使用制限)

第10条 学長特別研究費の交付を受けた者（以下「研究者」という。）は、学長特別研究費を研究に直接必要な経費のみに使用しなければならない。

（研究計画の変更）

第11条 研究者が研究計画の変更を余儀なくされた場合には、所定の様式によりその旨を学長に申し出て、第4条から第6条までに規定する手続きにより承認を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、学長が軽易な変更と認めるものについては、第4条から第6条までに規定する手続きを省略して学長が承認することができる。

（研究報告）

第12条 研究者は、研究期間終了後所定の期日までに、所定の様式による研究報告書を学長に提出しなければならない。

2 研究者は、研究期間終了後1年以内に研究成果を学会誌又は本学の紀要等に発表しなければならない。ただし、発表の期限について、あらかじめ学長の承認を得た場合はこの限りでない。

3 前項の発表の際には、学長特別研究費の交付を受けて行った研究である旨付記しなければならない。

4 研究者に、病気その他やむを得ない事情がある場合は、学長は発表の責務を免除することができる。

（事務）

第13条 学長特別研究費にかかる事務手続きは、研究支援・地域連携課で行う。

（雑則）

第14条 この規程に定めるもののほか、規程の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

2 看護学部教員については、平成23年3月31日まで愛知県立看護大学学長特別教員研究費交付規程を準用する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年12月14日から施行する。